

外国債券に関する説明書

本説明書は、お客様が楽天証券との間で行う外国（外貨建て）債券のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況の変化により、価格が変動すること等により、損失が生ずる場合がありますのでご注意ください。

○外貨建て債券の他社への移管はできません。

手数料など諸費用について

- ・外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じる場合があります

- ・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化により変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化により変動します。
- ・外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じる場合があります。
- ・通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

有価証券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じる場合があります

- ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
 - ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
 - ・外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。
- なお、外貨建て債券のお取引は、金融商品取引法第37条の6の規定は適用されず、クーリング・オフの対象にはなりません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 弊社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 外貨建て債券の利子については、利子所得として課税されます。
 - 外貨建て債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
 - 外貨建て債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。
 - 国外で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として譲渡所得として課税され、償還により発生する利益は原則として雑所得として課税されます。
 - 国内で発行される外貨建て債券が割引債である場合には、売却したことにより発生する利益は原則として非課税となり、償還により発生する利益については原則として発行時に源泉徴収されています。
- また、国外で発行される外貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- ①当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、下記②以降によります。
- ②国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。

- ③お取引のご注文をいただいたときは、あらかじめ当該ご注文に係る代金をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ④ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ⑤ご注文いただいたお取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のリーガルコンプライアンス部へ直接ご連絡ください。

当社の概要及び本取引に関する連絡先

商 号 等 楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者
 本 店 所 在 地 〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイド楽天タワー21階
 加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
 指定紛争解決機関 「金融商品取引業等業務関連」の苦情や紛争の解決)
 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
 所在地：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
 電話番号：0120-64-5005
 受付時間：月～金 午前9時～午後5時（祝日等を除く）
 なお、「商品先物取引業」に関する苦情や紛争の解決はこちらまで。
 日本商品先物取引協会「相談センター(本部)」
 所在地：〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 日商協ビル
 電話番号：03-3664-6243
 受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時（営業日）
 資 本 金 7,495百万円（2010年10月現在）
 主 な 事 業 金融商品取引業
 設 立 年 月 1999年3月
 連 絡 先 カスタマーサービス部（平日午前8時～午後6時）
 フ リ ー ダ イ ヤ ル：0120-41-1004
 携 帯 電 話 から(有料)：03-6739-3333

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

金融商品取引について発生したトラブル等は、上記の「指定紛争解決機関」(ADR(注)機関)における苦情処理・紛争解決の枠組みを利用することが可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民法上の紛争を解決しようとする紛争当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続を言います。

(2014年10月)